

2020 年 12 月 18 日
富士少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は災害救助法適用地域で被災されたご契約者よりお申し出をいただいた場合、以下の特別お取り扱いをいたします。

1 保険料の払い込みについて

保険料を払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響により払い込みが困難になられた場合、保険料の払い込みを猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略することにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-888-701

(土日・祝日・年末年始等の休業日を除く午前 9 時～午後 5 時)

<災害救助法の適用状況>

災害救助法適用市町村	法適用	備考
【新潟県】 南魚沼市（みなみうおぬまし） 南魚沼郡湯沢町（みなみうおぬまぐんゆざわまち）	令和 2 年 12 月 17 日	災害救助法 施行 令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用